

吉井川地域森林計画変更計画書

(吉井川森林計画区)

自 平成30年4月 1日
計画期間

至 平成40年3月31日

(平成30年12月28日変更)

岡 山 県

平成29年12月28日付けで樹立した吉井川地域森林計画（計画期間は平成30年4月1日から平成40年3月31日まで）を、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により次のとおり変更する。

なお、当計画書は、平成31年4月1日から効力を生ずるものとする。

目 次

I 計 画 の 大 綱

- 1 森林計画区の概況
現行計画のとおり（略）
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
現行計画のとおり（略）
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方
現行計画のとおり（略）

II 計 画 事 項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 1
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 1
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標
現行計画のとおり（略）
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針 2
 - (3) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
現行計画のとおり（略）
 - 2 その他必要な事項
現行計画のとおり（略）
- 第3 森林の整備に関する事項
 - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 3
 - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
現行計画のとおり（略）
 - (3) その他必要な事項
現行計画のとおり（略）
 - 2 造林に関する事項
 - (1) 人工造林に関する指針 4
 - (2) 天然更新に関する指針
現行計画のとおり（略）
 - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
現行計画のとおり（略）
 - (4) その他必要な事項
現行計画のとおり（略）
 - 3 間伐及び保育に関する事項
現行計画のとおり（略）
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
 - (2) 保育の標準的な方法に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
現行計画のとおり（略）
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
 - (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 5
 - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 5
 - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
現行計画のとおり（略）
 - (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
現行計画のとおり（略）
 - (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
現行計画のとおり（略）
 - (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
現行計画のとおり（略）

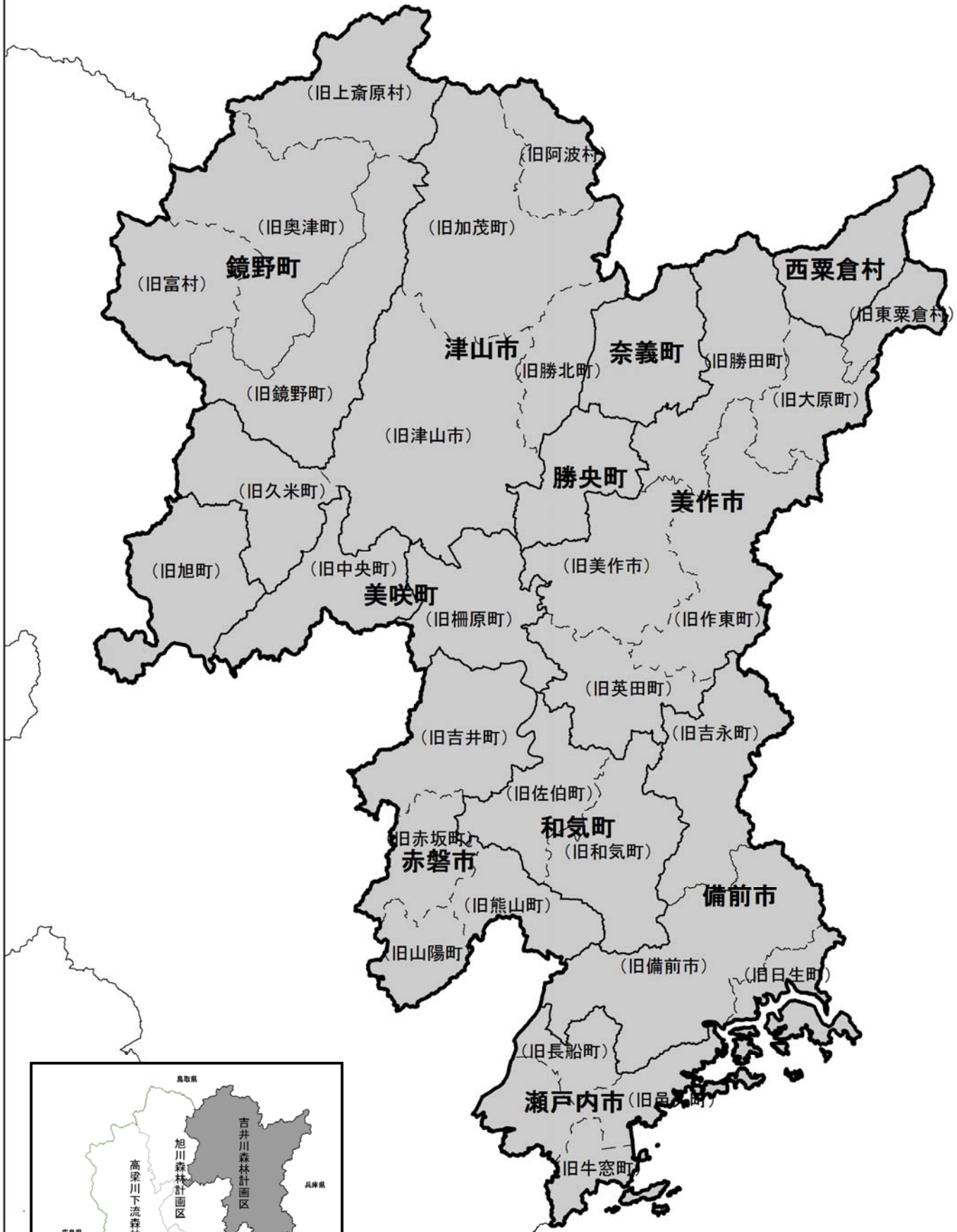
(6) その他必要な事項 現行計画のとおり（略）	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	6
(2) <u>森林経営管理制度の活用の促進に関する方針</u>	6
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 現行計画のとおり（略）	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 現行計画のとおり（略）	
(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 現行計画のとおり（略）	
(6) その他必要な事項 現行計画のとおり（略）	
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	7
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 現行計画のとおり（略）	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	7
(4) その他必要な事項 現行計画のとおり（略）	
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針 現行計画のとおり（略）	
(2) 保安施設地区に関する方針 現行計画のとおり（略）	
(3) 治山事業に関する方針	15
(4) 特定保安林の整備に関する事項 現行計画のとおり（略）	
(5) その他必要な事項 現行計画のとおり（略）	
3 鳥獣害の防止に関する事項 現行計画のとおり（略）	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 現行計画のとおり（略）	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 現行計画のとおり（略）	
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	16
2 間伐面積	16
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	16
4 林道の開設及び拡張に関する計画	17
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	28
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 現行計画のとおり（略）	
(3) 実施すべき治山事業の数量	34

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の・・・38
方法及び時期
- 第7 その他必要な事項
 現行計画のとおり（略）
 - 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 - 2 その他必要な事項

Ⅲ 附 属 資 料

- 現行計画のとおり（略）**
- ・「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」
 - ・森林簿（省略）
 - ・森林計画図（省略）

吉井川森林計画区位置図



II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別森林面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総数		168,108.38	森林法第5条第2項第1号の森林
市町村別 内訳	津山市	31,520.86	
	旧津山市	9,633.22	
	旧加茂町	11,547.36	
	旧阿波村	3,791.86	
	旧勝北町	1,626.55	
	旧久米町	4,921.87	
	備前市	19,031.64	
	旧備前市	9,655.64	
	旧日生町	2,129.24	
	旧吉永町	7,246.76	
	瀬戸内市	5,135.30	
	旧牛窓町	933.00	
	旧邑久町	2,858.07	
	旧長船町	1,344.23	
	赤磐市	12,654.13	
	旧山陽町	1,350.01	
	旧赤坂町	2,619.65	
	旧熊山町	2,516.95	
	旧吉井町	6,167.52	
	美作市	31,926.83	
	旧勝田町	6,518.53	
	旧大原町	4,106.86	
	旧東粟倉村	2,396.47	
	旧美作町	5,622.68	
	旧作東町	8,083.72	
	旧英田町	5,198.57	
	和气町	9,595.27	
	旧佐伯町	3,981.66	
	旧和气町	5,613.61	
	鏡野町	31,932.27	
	旧富村	5,835.58	
	旧奥津町	11,175.21	
	旧上斎原村	6,399.07	
	旧鏡野町	8,522.41	
	勝央町	2,333.05	
	奈義町	3,060.52	
	西栗倉村	5,368.42	
	美咲町	15,550.09	
	旧中中央町	4,172.95	
	旧旭町	6,213.31	
	旧柵原町	5,163.83	
再掲	備前県民局(地域事務所除く)	5,135.30	
	備前県民局東備地域事務所	41,281.04	
	美作県民局(地域事務所除く)	79,003.22	
	美作県民局勝英地域事務所	42,688.82	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

現行計画のとおり（略）

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／^{かん}土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの望ましい森林資源の姿、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めることとする。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

現行計画のとおり（略）

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

現行計画のとおり（略）

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

現行計画のとおり（略）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

現行計画のとおり（略）

ア 皆 伐

現行計画のとおり（略）

イ 択 伐

択抜については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択抜に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率とすること。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下の①～⑤に留意すること。

① 保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこと。

② また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めること。

加えて、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進すること。

③ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこと。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

⑤ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

（2）立木の標準伐期齢に関する指針

現行計画のとおり（略）

（3）その他必要な事項

現行計画のとおり（略）

2 造林に関する事項

造林に関しては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の利用状況等を勘案して人工造林及び天然更新に関する指針を定めるものとする。

また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

なお、指針は市町村森林整備計画に定める際の規範とするものである。

(1) 人工造林に関する指針

現行計画のとおり（略）

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として定められるものであり、その選定に当たっては、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して定めることとし、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めること。また、必要に応じて品種に関する指針を定めること。

この場合、人工造林すべき樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、種苗の需給動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めること。また、多様な森林の整備を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の定めが行われるよう留意すること。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を市町村森林整備計画に記載されるよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

現行計画のとおり（略）

(2) 天然更新に関する指針

現行計画のとおり（略）

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

現行計画のとおり（略）

(4) その他必要な事項

現行計画のとおり（略）

3 間伐及び保育に関する事項

現行計画のとおり（略）

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

現行計画のとおり（略）

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。また、林道と林業専用道を併せたものを基幹路網、森林作業道を細部路網と定める。

なお、林道・林業専用道の開設量については、第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4のとおり計画する。

また、基幹路網の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：k m

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	680	951
うち林業専用道	2	3

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

現行計画のとおり（略）

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

現行計画のとおり（略）

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

現行計画のとおり（略）

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

現行計画のとおり（略）

(6) その他必要な事項

現行計画のとおり（略）

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の項目について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指す。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自ら実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

現行計画のとおり（略）

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

現行計画のとおり（略）

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

現行計画のとおり（略）

(6) その他必要な事項

現行計画のとおり（略）

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

次頁参照

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
現行計画のとおり（略）

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努める。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

- (4) その他必要な事項

現行計画のとおり（略）

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積 : ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
総 数		91,079.01		
津 山 市	(計)	18,476.72		
旧津山市	1~3、7 (ロ、ニ、ホ)、8 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、9 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、10 (イ)、11~21、24~30、32~53、54 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、55、56、59、60、63 (ト、チ)、64 (イ、チ)、65、66 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、67 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、68 (ハ、ニ、チ、リ)、69~72、77、81 (ホ)、83、84 (ハ、ニ、ホ)、85 (ロ、ハ、ホ)、88 (ヘ、ト)、89 (イ、ロ、ハ、ニ)、92 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、93 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、94、95 (イ、ロ、ハ)、96、97 (ロ、ハ、ニ、ホ)、100 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、101 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、102 (ホ、ヘ)、103 (イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト)、104 (ハ)、105 (ヘ)、106 (ロ)、107 (ロ)、108 (ロ、ニ、ホ、ヘ、ト)、110 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、116、119 (イ、ロ)、125、128、129 (イ、ロ)、132 (ロ)、134~138、141 (ロ、ホ、チ)、142 (イ、ト)、143、144 (ロ、ハ、ホ、ト、リ)、147 (ニ)、150、152 (ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、153~156、157 (ニ)、158 (ハ、ト)、159~170、171 (ロ)、172 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、173 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、174 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、175、176 (ロ、ハ、ニ)、177 (ロ、ハ、ニ)、178~193、194 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、195 (ヘ、リ、ヌ)、196、197 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル)、198~200、201 (イ、ロ)、202、203 (ハ)、204 (ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、205 (ロ、ハ)	6,107.34	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 保健
旧加茂町	1、2 (ホ、ヘ)、3、4、6 (チ、リ)、7、8、12 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、13 (ホ、ヘ)、14 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、19、26、27 (イ、ハ)、28 (イ、ロ、ハ)、29 (ハ、ニ、ホ)、31 (ロ)、32 (イ、ロ、ニ、ホ)、36 (ロ、ハ、ニ)、37、38、41~46、53、54 (ト)、55~63、65 (ホ)、66~83、86、87、88 (イ、ロ、ハ)、89 (ロ、ハ、ニ、ホ)、90~95、98~101、103、106、107、119~122、123 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、124、125、126 (イ、ロ、ハ、ニ)、127、131~135、136 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、137 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、138~140、141 (ホ、ト)、142、144 (イ、ロ、ハ、ニ、ト、チ)、145 (チ、リ)、146~149、153~159、161~163、164 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、165~167、168 (ニ、ホ)、169 (ロ、ハ、ホ、チ)、170 (イ、ロ、ハ)、171 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、172 (ホ、ヘ)、173~178、180~183、188 (ニ、ホ、ヘ)、189 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、190 (ト)、191 (イ、ニ、ホ、ヘ)、192 (ニ、ホ、ヘ)、193~198	7,044.97		水源かん養 土砂流出防備 保健
旧阿波村	1~4、5 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、6、8~11、12 (イ、チ、リ)、13 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、14 (イ)、15 (ホ、ヘ、ト、ヲ)、16 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ)、17 (ロ、ハ、ニ、ホ、リ、ヌ)、18~45、46 (イ、ロ、ハ、ニ、ヘ、ト)、47 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、48 (イ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、49 (ロ、ハ、ホ、ト)、50 (チ)、51~59、60 (イ、ロ、ハ、ニ)、66 (ホ)、68	3,007.73		水源かん養 土砂流出防備 保健 なだれ防止
旧勝北町	4 (ハ)、9 (ニ)、10、11 (ロ、ハ、ホ、ヘ)、12 (ロ、ハ、ニ、ホ)、13 (ロ)、15、16、17 (イ、ロ、ハ)、18、19 (ハ、ニ)、20、21 (ロ、ハ、ニ)、22 (ハ)、23、24 (イ、ロ)、26 (イ、ロ)、27 (ロ、ハ、ホ)、28、29、30 (イ、ハ、ニ)、31、32 (ロ)、33~37	1,028.74		水源かん養 土砂流出防備 保健

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧久米町	1 (イ,ホ)、3 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、4、6 (イ,ロ,ハ)、7 (イ,ロ,ハ)、8 (ロ,ハ,ニ,ホ)、9 (ロ,ニ)、10 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、12 (イ,ロ,ハ,リ)、13 (ハ)、14 (ホ,ヘ)、15 (イ,ロ)、16 (ホ,ヘ,ト,チ)、19 (ロ,ニ,ヘ,チ)、20 (ハ,ホ,ヘ)、21 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、23 (ホ)、25、26 (ニ)、35、36 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、38 (ト)、39 (イ)、41 (ニ,ホ,リ)、42 (イ,ロ,チ)、43 (ヘ)、44 (イ)、45 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、46 (イ,ロ,ハ)、48 (ホ,ヘ)、49 (ホ,ヘ,ト)、50、51、53 (ロ,ニ,ホ,ト)、55 (ヘ)、56 (ロ,ハ)、57 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、59 (ト)、60 (イ,ロ,ハ,ニ)、61 (ヘ,ト,チ)、62 (イ,ル)、63 (ロ,ニ,ホ,ト,チ)、64 (ロ,ハ,ニ,ホ,ト)、70 (イ)、71 (ホ,チ,リ)、72 (イ,ロ,ト,ル)、73 (ロ,ハ,ニ,ル,ヲ)、76 (チ)、79 (ホ,ヘ,ト)、80 (イ,ロ)	1,287.94	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健
備前市	(計)	11,468.66		
旧備前市	3 (ロ,ヘ,ト)、4 (ロ,ハ,ニ,ホ)、5~7、8 (イ,ロ)、9~11、12 (イ,ロ,ハ,ニ)、14 (ロ)、17~20、21 (イ)、23、24 (ロ,ハ)、25 (ロ,ホ,ヘ)、26~28、30 (ハ,ニ,ホ)、31 (イ,ハ,ニ)、32~37、38 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、39~55、56 (ロ,ハ,ニ)、57 (ハ,ニ,ホ)、60 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、62 (ニ,ホ,ヘ,ト)、63 (又)、64 (ロ,ハ,ニ)、65 (イ,ロ)、66 (ハ,ニ)、67 (ロ)、72 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、73、74 (ロ,ハ,ニ)、75~77、78 (ホ,ヘ)、79、80 (イ)、81 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、82、84 (ヘ)、85 (イ,ロ,ハ,ニ)、86~93、94 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、95 (イ,ロ,ハ)、98 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、101 (イ,ロ,ハ)、102 (ニ,ホ)、104 (ホ)、105、107 (イ,ロ,ハ,ニ)、108、109 (ロ,ニ)、110 (ホ,ヘ)、113、114 (イ)、115~119、121 (イ)、122 (イ,ホ,ヘ)、123 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、124 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、125 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、126、127 (イ,ロ)、129、131 (ニ)、132~134、137 (イ,ロ)、141~143、144 (イ,ロ,ハ,ニ)、150、151 (イ)、152 (ロ,ハ,ニ,ホ)、153、154 (ニ)、155、156 (ロ,ハ)、157 (ロ,ニ)、158、159 (イ,ロ)、160 (イ,ニ)、161 (ロ,ハ)、166、168 (ヘ)、169、170 (イ,ロ,ハ,ニ)、171 (ロ,ハ,ニ)、172、173 (イ,ロ,ハ,ニ)、174 (ニ,ホ,ヘ,ト)、175 (イ,ロ,ハ,ニ)	5,928.79		水源かん養 土砂流出防備 防火 保健 風致
旧日生町	1 (イ,ロ,ハ,ニ,チ)、2~35、36 (イ,ロ,ハ)、37~41	2,079.51		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健 魚つき 潮害防備
旧吉永町	1 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、2 (イ,ロ,ハ)、3 (ヘ,ト,チ,リ)、4 (イ,ロ,ホ,ヘ,ト,チ)、5 (ホ,ヘ,ト)、6 (ロ,ハ,ニ)、7 (ホ,ヘ,ト)、16、17 (ハ)、18、25 (ニ,ホ)、26~31、32 (ヘ,ト,チ)、33、37 (ニ)、38 (ヘ)、39 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、41 (イ,ロ)、44 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、45~48、50 (ロ,ハ,ニ)、52、53、54 (ロ,ハ,ホ,ヘ)、55~58、61、67 (イ,ヘ)、68 (ハ,ニ)、72 (ロ,ハ,ニ)、73、74、77、78 (イ,ロ)、79 (イ)、80 (ニ)、81 (ニ)、82 (ロ,ハ)、83、84、85 (イ)、86、87、89 (イ)、90 (イ,ロ)、91、92、93 (イ)、94、95、96 (ロ,ハ,ニ,ホ)、97 (イ)、98 (イ)、99、100 (イ)、101 (ロ,ハ)、102 (イ,ロ)、103 (イ)、104 (イ,ロ)、106 (イ)、107 (イ,ハ)	3,460.36		水源かん養 土砂流出防備 保健

所在地		面積	留意すべき事項	備考 (保安林等)
市町村	地区 (該当林小班)			
瀬戸内市 (計)		3,367.68	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形態を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 保健 暴風 魚つき 航行目標
旧牛窓町	1 (イ,ロ,ハ) 、 2 (ニ) 、 3、 4、 5 (ヘ,ト) 、 6 (ホ,ヘ,ト,チ) 、 7 (ロ,ハ,ニ) 、 8、 9 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 10 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 12 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 13 (ニ,ホ) 、 14、 15 (イ,ロ,ハ) 、 16 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ) 、 17	639.03		
旧邑久町	4、 5、 7 (ロ) 、 8~12、 13 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ) 、 15、 16、 17 (イ,ロ,ハ) 、 20 (ロ,ホ,ト,チ) 、 21、 22、 26 (イ,ハ,ニ) 、 27 (イ,ロ,ハ,チ) 、 28~30、 31 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 32 (イ,ロ,ハ,ニ,ヌ,ル) 、 33 (ロ,ハ,ニ) 、 34 (ロ,ホ,ヘ) 、 35 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 38 (イ,ホ) 、 39、 40 (ハ) 、 43 (ロ,ハ,ニ) 、 44 (ハ) 、 46、 47 (ロ,ハ) 、 48~52、 53 (イ,ホ) 、 54 (ヘ) 、 56 (ハ,ニ,ホ,ヘ)	1,800.77		
旧長船町	2、 3 (ロ,ハ,ニ,ホ) 、 4 (ロ,ハ,ニ) 、 5、 7 (イ,ロ) 、 8~10、 11 (ニ,ホ) 、 12、 13 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 15、 16 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 17 (ハ) 、 18、 19 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 20 (ロ,ニ,ホ,ヘ,ト)	927.88		
赤磐市 (計)		7,532.18	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 干害防備 保健	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健
旧山陽町	1~4、 5 (イ,ロ,ハ) 、 6 (ホ,ヘ,ト,チ,ヌ,ル,ヲ,ワ,カ) 、 7、 8 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 9、 10、 11 (ロ,ハ) 、 12、 14、 16 (イ,ロ,ニ) 、 17 (ハ) 、 19、 23 (ハ,ニ,ホ) 、 24 (イ) 、 25 (イ,ロ,ハ,ホ) 、 26	1,053.73		
旧赤坂町	1、 2、 6 (ホ,ヘ,ト,チ,リ) 、 7 (ニ,ホ,ヘ,ト) 、 9 (イ) 、 10 (ハ,ニ,ホ) 、 11 (イ,ロ,ハ) 、 12、 13、 18 (イ) 、 21、 22、 24 (ロ,ハ,ホ,ヘ) 、 25 (ロ) 、 26、 27、 28 (ロ) 、 29 (ニ) 、 30 (イ,ロ,ホ) 、 31 (イ) 、 36~45	1,477.01		
旧熊山町	1~9、 10 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ) 、 11 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 12~20、 21 (ハ,ニ) 、 22 (ロ,ホ,ヘ) 、 23 (イ,ロ,ハ) 、 25 (ト) 、 31 (ハ,ニ) 、 32、 33 (イ,ロ,ホ) 、 34 (ロ) 、 35、 36 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 37、 38、 39 (ハ,ニ,ホ) 、 40、 41 (イ) 、 44 (ハ,ニ) 、 45、 46 (ロ,ハ) 、 47	1,813.17		
旧吉井町	1 (イ,ロ,ニ,ホ) 、 2 (ホ,ヘ) 、 3 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 4 (イ,ロ,ニ) 、 5 (ホ,ト) 、 6 (イ,ロ,ニ,ホ,ト) 、 7 (イ,ロ,ハ) 、 8 (ロ,ハ) 、 10 (イ,ロ,チ) 、 11 (ニ,ホ,ヘ) 、 12 (ニ,ホ,ヘ) 、 15 (イ) 、 17 (イ,ロ,ハ) 、 18 (ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 19、 20 (イ,ホ) 、 22 (ニ) 、 23 (ホ) 、 24 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 26 (ロ,ハ,ニ,ホ) 、 27 (ニ,ホ) 、 29 (ハ,ヘ) 、 30 (イ) 、 31 (イ,ロ,ハ) 、 32 (ニ) 、 37 (ホ,ヘ) 、 38~45、 47 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 48、 49 (イ,ロ,ハ,ヘ,ト,チ,リ) 、 51、 55 (イ,ロ,ハ) 、 57 (ニ,ヘ) 、 59、 60、 61 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 63 (ハ,ニ) 、 64 (ハ) 、 65、 66、 67 (イ,ロ,ニ,ホ) 、 68、 69、 70 (ロ) 、 71、 72、 73 (イ,ロ,ニ) 、 74 (イ,ロ,ニ,ホ) 、 75 (イ,ニ,ホ) 、 77 (イ,ハ) 、 78 (イ,ロ,ハ,ヘ) 、 81 (イ,ロ) 、 82 (ヘ,ト) 、 83 (イ,ロ,ハ) 、 84 (イ) 、 85~87、 88 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ) 、 89、 90 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,チ)	3,188.27		

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
美 作 市	(計)	14,461.03	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健
旧 勝 田 町	9、19 (リ、ヌ、ル、ヲ)、20、21 (イ、ロ、ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ)、22、23、24 (ニ、ホ、ヘ、リ)、25、26、27 (イ、ロ)、29、31~40、41 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、44 (ホ、ヘ、ト、チ、リ)、47、57~59、67~69、71 (ホ)、72 (イ、ロ、ハ、ニ)、73、74、75 (イ、ロ、ハ、ヘ、ト)、76 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、77~81、83 (イ)、88、89、92 (ハ、ニ)、96 (ロ、ハ、ニ)、113~115、116 (ニ)、122 (ロ)	2,281.72		
旧 大 原 町	8 (ニ、ホ)、9、10、18 (ロ、ハ、ニ)、21 (ロ、ハ、ニ、ホ)、22 (イ、ロ、ハ)、23、26、27 (ニ、ホ)、28、29、30 (イ、ロ、ハ、ニ)、33 (ロ、ハ、ニ、ホ)、34~38、39 (イ)、47、49 (ヘ)、50~53、59~61、68、78 (ロ、ハ、ニ、ホ)、79 (ハ)	1,399.72		
旧 東 粟 倉 村	1、2、3 (ロ、ハ、ニ、ホ)、4、5 (イ、ロ、ハ、ニ)、6 (ニ、ホ)、7 (ロ、ハ、ニ、ホ)、8、9、10 (イ、ロ、ニ、ホ)、12 (イ、ロ、ハ)、13 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、14~30、32~43、44 (イ、ロ)	2,058.99		
旧 美 作 町	2 (イ)、3 (ニ、ホ)、4 (イ、ロ、ハ、ニ)、5 (ハ)、6 (イ、ロ、ニ)、10 (イ、ハ、ニ)、11 (ハ、ニ)、12、13、14 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、15 (ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、16 (ロ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、17 (ロ、ハ、リ、ヌ)、19 (ロ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル)、20 (イ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、21 (イ、ロ、チ、リ)、22 (イ、ロ、ハ、ニ、チ)、23、24、26~30、34 (イ、ハ、ニ、ホ)、35~39、40 (ハ、ニ、ホ)、41~44、45 (イ、ロ、ハ、ニ)、46 (ハ、ニ、ホ)、47 (イ、ロ、ハ、ニ)、49 (ロ、ハ、ニ、ホ)、50~52、53 (イ、ロ)、54 (ロ、ハ、ニ、ホ)、55 (イ、ロ)、57~64、67、68 (イ、ロ)、69 (イ)、72~74、81 (イ、ロ、ハ)、90 (ニ、ホ)、95 (ロ、ハ、ニ、ホ)、103、105 (イ、ロ、ヘ)、106、108、109 (イ)、110 (ホ)、112 (ハ、ニ)、115、116 (イ、ロ)	2,808.62		
旧 作 東 町	7 (ロ、ト、チ、リ、ヌ)、8 (ホ)、10~12、13 (イ、ロ、ハ、ニ)、14 (ホ)、15 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、18 (ニ、ホ)、21、22、27 (ロ、ハ、ニ、ホ、チ、リ)、32 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、33、34、35 (イ、ロ、ハ、ニ)、36 (ヘ、ト、チ)、37、38 (イ、ロ)、43 (ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、46、47、48 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、49 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、52、53、54 (イ、ロ、ハ)、55 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、56 (ロ)、58 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、59、60 (イ、ロ、ハ)、65 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、リ)、67 (ニ、ホ、ヘ)、68、69、70 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、72 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、73 (ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、75 (イ、ロ)、81 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、95 (ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル)、96、97 (ニ)、100、107 (ホ)、108 (イ)、112 (ロ)、113~115、117 (ヘ、リ、ヌ)、118 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ)、119 (イ、ロ、ハ、ニ、ヘ、ト、チ、リ)、122~124、125 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、126 (イ、ロ、ニ、ホ、ヘ、ト)、127~133、134 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、140 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、141、142、143 (イ)、145 (ヘ、ト、チ、リ)、146~148、149 (イ、ロ、ヘ、ト、チ)、150 (ト、チ)、151 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、152、153 (イ、ロ、ハ、ニ)、156~158、159 (イ、ロ、ハ、ニ)、160 (ト、チ、リ、ヌ)、163 (ニ)、164	3,246.34		

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧英田町	1~3、10 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、11 (ニ、ホ、ヘ)、12 (イ、ニ、ホ、ヘ)、13 (ホ)、14、15、16 (イ、ロ、ハ)、17~24、25 (ホ、ヘ)、26 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、27 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、29 (ロ、ハ、ニ)、30 (イ、ト)、31、32、33 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、34 (イ、ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ)、35 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、リ)、38、39 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、40、41、42 (ニ、ホ、ヘ、ト)、43 (ロ、又)、46 (ロ、ハ、ニ)、48 (ハ)、50 (ロ、ハ、ニ、ホ)、51 (ハ、ニ、ホ)、52 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、53 (イ、ロ)、55 (イ、ロ)、56 (イ)、57 (ロ、ハ、ニ)、58、59、60 (ハ)、61~63、64 (イ)、67、68 (ロ、ニ)、69、77、82、83、84 (イ)、89、92 (ハ)、93、94、98 (ハ)、99~101、102 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、103 (イ、ロ、ハ)	2,665.64	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 保健
和 気 町	(計)	5,145.60		
旧佐伯町	1、2 (イ、ハ、ニ、ホ)、4 (イ、ロ)、9 (ホ、ヘ、ト)、11 (ハ)、12 (ロ、ハ)、13~15、17、18 (イ、ロ)、20 (ロ、ハ)、21 (ロ、ハ、ニ)、25 (イ)、26 (ヘ)、27 (ニ、ホ)、28、30、31、32 (イ、ロ、ハ)、37 (ホ)、38 (イ)、39 (ニ)、40 (イ)、45 (イ、ロ)、47 (イ)、51 (イ、ロ)、52 (ロ、ハ)、53 (イ)、56~60	1,659.21		水源かん養 土砂流出防備 保健 落石防止
旧和気町	1、2、3 (ロ)、4 (ロ、ハ、ニ)、5 (イ、ロ、ハ、ニ)、6、7、8 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、9 (イ、ロ)、10、11 (イ)、12、13、14 (イ、ロ)、15 (ロ)、16 (ハ)、17 (イ、ロ、ハ)、18 (ロ、ハ、ニ、ホ)、23 (ニ、ホ、ヘ)、24 (ハ、ニ)、28、29 (ロ、ニ、ヘ、ト)、30 (ハ、ニ、ホ、チ、リ)、33 (イ)、36、38 (ニ、ホ、ヘ)、40、41 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、42 (ロ、ハ)、43 (イ、ロ、ハ)、44 (ロ、ハ、ニ、ホ)、45 (イ、ロ、ハ、ホ)、46 (ロ、ハ)、47~53、54 (ロ、ハ)、55 (ロ)、56 (イ、ロ、ハ)、57 (ハ、ニ)、58~60、61 (イ)、62 (イ、ロ)、63 (ハ、ニ、ホ)、64 (イ、ロ、ハ、ニ)、65、66、67 (イ、ロ)、68 (ニ)、69、70、71 (ハ、ニ)、72、73、74 (ホ、ヘ)、75、76、79 (イ、ロ、ハ、ニ)、80 (ハ、ニ、ホ)、81 (ロ、ハ、ニ、ホ)、82 (イ、ロ)、83~86、88、89、90 (イ、ロ、ハ)	3,486.39	水源かん養 土砂流出防備 保健	
鏡 野 町	(計)	18,272.68		
旧 富 村	8、12~15、22、23、24 (ロ)、25、30 (イ)、31 (イ)、32 (イ)、33 (ロ)、34、35 (ロ)、51 (ロ)、52 (イ)、53 (ハ)、54、55、57~59、62 (イ、ロ)、65 (ハ)、66、69、70、72~78、80、82 (ニ)、86 (イ、ロ、ハ、ニ)、87 (ハ、ニ)、91 (ハ)、92 (ロ、ハ、ニ)、93 (ニ)、94 (ホ)、95 (イ)	2,122.78	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健	

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧奥津町	2 (ニ,ホ,ヘ)、3 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ,ル)、7 (ニ,ホ)、8 (リ,ヌ)、9 (イ,ロ)、11 (イ,ロ,ハ)、12 (ト,チ)、13 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、14 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、19、20 (ヘ,ト,チ)、27 (チ,リ)、30、31 (イ,ロ,ハ,ヘ,ト)、32、33 (イ,ロ)、34 (イ,ロ)、36、37 (イ,ロ,ヘ,ト)、39~41、42 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、43、47 (ニ,ヘ,ト,チ)、48 (イ,ロ)、49 (イ,ロ,ハ)、50 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、51 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、52 (チ)、53、54 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、60 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、61 (ホ)、62 (イ,ニ,ホ,ヘ,ト)、63 (ロ,ハ,ホ)、64 (ロ,ハ,ニ,ト)、65 (ロ,ハ,ニ)、67 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、68、69 (ホ,ヘ,ト,チ)、70 (イ,ロ,ホ,ヘ,ト)、71 (ヘ,ト)、72 (イ,ニ)、73~75、82 (ハ,ニ,ホ)、83 (イ,ロ,ハ,ニ)、84 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、85 (チ,リ,ヌ)、86 (チ,リ,ヌ)、87、92 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、93 (ヘ)、94 (ト)、95 (イ)、96 (ヘ,ト,チ)、97 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、98~125、127、128、129 (ヘ,ト)、130 (イ,ロ,ホ,ヘ,ト)、131 (ロ)、134~136、138 (ヘ,ト)、141 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、142~149、150 (イ,ロ,ホ)、152~154、155 (イ,ロ)、159~161、162 (ト)、163 (ホ,ヘ,ト)、164 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、166 (ロ,ハ)、167~169、170 (ニ,ホ)、171~178、179 (イ,ロ)、182 (ハ,ホ,ヘ)、183、184 (ト)、185 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,チ,リ)、187 (ト)、188、189 (イ,ヘ)、190~194、195 (ロ,ハ,ニ)、196~200、201 (ハ,ニ)、202 (ロ,ハ,ニ,ホ)、203 (イ)、204 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)	6,359.74	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 保健 干害防備
旧上斎原村	3 (チ)、4 (ハ)、5 (ハ)、6 (ニ,ホ,ヘ)、7 (ロ,ハ)、8 (ロ,ハ,ニ,ホ)、9~20、21 (ニ,ホ,ヘ)、28 (チ)、29~31、35 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、39 (ホ)、41、42、44 (リ,ヌ)、45 (ホ)、48、49 (イ,ロ,ハ)、50 (ロ,ハ,ニ)、51 (イ,ロ)、52~54、62~71、72 (イ,ロ,ハ)、84、86~88、91 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、92、93 (ハ)、94 (リ,ヌ)、95~101、102 (イ,ロ,ハ,ホ)、103 (ハ)、105~112、113 (イ)、114 (ト)、115 (ロ,ハ,ニ)、116、117 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、118 (イ,ロ)、119 (ニ,ホ,ヘ)、120、121 (ニ)、122 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)	3,609.46		水源かん養 なだれ防止 保健
旧鏡野町	1、13、15 (ハ,ニ,ホ)、16~61、63~78、79 (ハ,ニ,ヘ,ト,チ,リ)、80 (ロ,ハ,ニ,ホ)、81~90、92 (ホ,ヘ,ト)、93 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、96 (イ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、97 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ)、98、99 (イ,ロ)、100 (ロ,ハ)、101 (イ,ロ,ハ,ニ)、103 (イ,ヘ)、104 (イ,ロ,ハ)、105 (イ)、107 (イ,ロ,ハ)、108 (ロ,ハ,ニ)、109 (ニ,ホ)、110 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、111 (イ,ロ,ハ)、112~116、117 (ヘ,ト)、118 (イ,ロ,ハ)、119 (ヘ,ト)、123 (イ,ロ,ハ,ニ)、124~128、135、136、138~148、153 (ニ,ホ)、154~166	6,180.70		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健
勝 央 町	1 (イ)、4 (ロ,ハ,ニ)、5 (ニ)、6 (イ,ロ,ハ)、7 (ハ,ニ)、11、12、13 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ)、14 (イ,ハ,ニ,ホ)、15 (イ,ハ,ニ,ホ)、16、17 (イ,ロ,ハ)、18 (ニ,ホ)、19 (ニ,ホ,ヘ)、26 (ハ,ニ)、27、28 (イ)、30 (ロ)、41 (ニ,ホ)、42~46、47 (ホ)、48 (イ,ロ,ハ)、51 (ハ)、53 (ロ,ハ,ニ)	948.13		水源かん養 土砂流出防備

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
奈 義 町	1、2、8 (へ、チ)、10 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、11~16、20 (リ、ヌ)、21 (ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ)、22 (イ、ロ、ハ、ホ、へ、ト、リ)、24、25、26 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ)、27~31、34~47、48 (イ、ロ、ハ)、51 (ニ、ホ、へ)、52、53 (ハ、ニ、ホ、へ、ト)、55、58 (ホ)、59 (ロ、ハ)、60 (イ)	1,854.76	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備
西 粟 倉 村	1 (チ、リ)、2 (ヌ)、3~12、13 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ)、14 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、リ)、15 (ハ、ニ)、16、17、18 (ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ)、19、20 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、21、22、23 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ)、27~38、40 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、42 (ロ、ハ)、43 (ニ、ホ、へ、ト、チ)、44 (ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ)、45 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト)、46 (ハ、ニ、ホ、へ、リ)、47 (イ、ロ、ハ、へ、ト、ヌ)、48 (イ、ロ、ハ、ニ、ト、チ、リ、ヌ)、49、50 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ)、51~57、58 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ)、59 (へ、ト、チ、リ、ヌ)、60~105	4,751.64		水源かん養 土砂流出防備 保健 なだれ防止
美 咲 町	(計)	4,799.93		
旧 中 央 町	2 (ロ、ハ)、3 (イ)、4 (ロ、ハ)、5 (ロ、ハ、ニ)、16 (イ)、17、24 (ニ)、28 (ロ、ハ、ニ、ホ)、30 (ロ、ハ、ニ、ホ)、32 (ロ)、34 (ロ)、35 (ハ、ニ、ホ、へ)、36、37 (ロ、ハ)、38 (イ、ロ、ニ)、40 (ロ、ハ)、41 (ロ、ハ、ニ)、43 (ロ、ハ、ホ、へ)、44 (イ、ロ)、45 (イ、ロ)、47 (ハ、ニ)、48、50 (ハ、ニ)、51 (ハ、ニ、ホ)、52 (ハ、ニ)、53 (ロ)、54 (ニ、ホ)、55 (ニ、ホ)、56 (ハ、ニ)、57 (ハ、ニ、ホ)、58 (ハ、ニ、ホ)、59、60 (ホ)、61 (ホ、へ)、63 (ロ、ハ)、64 (ハ、ニ、ホ)、65	1,281.15	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
旧 旭 町	2 (ハ)、3 (ロ、ハ)、4 (イ、ロ、ハ、ニ)、14、18~21、23~30、32 (ニ、ホ)、33 (イ、ロ、ハ)、34 (ニ、ホ)、35、36 (ホ、へ)、37 (ハ、ホ)、38 (イ、ロ)、40 (ホ)、41 (イ、ハ)、45 (ロ)、48 (ニ、ホ)、49 (イ、ロ)、50 (ホ)、51 (ロ)、52 (ホ)、53 (イ、ロ)、55 (イ、ニ)、60 (ロ、ハ、ニ)、61 (ロ)、62 (ニ)、63 (ハ、ニ)、64 (ハ)、65 (ト)、66 (ハ、ニ)、68、69 (イ、ニ、ホ)、70 (イ、ロ、ハ、ニ)、72 (ロ)、74 (イ、ニ)、77、78 (イ)、79 (ハ)、80 (イ、ロ、ハ、ホ、へ)、81 (ホ、へ)、84 (イ、ロ)、85 (イ、ロ、ハ)、88 (ハ)、90 (ロ、ハ、ホ)、91 (ロ)、92 (イ、ハ)、93 (ロ、ハ)、94 (イ、ロ)、98~101、102 (ハ、ホ、へ)、103 (ニ、ホ、へ)、104、105、107 (ロ)、109 (イ、ロ、ハ)、110 (ハ、ニ)、112 (イ、ロ、ニ、ホ)、113 (ロ、ハ、ホ)、116、117 (ホ、ト)、118~120	2,325.88		
旧 柵 原 町	1 (リ)、2 (へ、ト、リ)、3 (リ、ヌ)、4 (リ)、6 (ト、チ、リ)、8 (ニ、ホ、へ、ト、チ、リ)、10 (へ、リ)、13 (ニ、ホ、チ)、19 (へ、ト、チ、リ)、22 (ハ、チ、リ)、23 (ハ、ニ、ト、チ、リ)、24、25 (へ、ト、チ、リ)、26 (ハ、チ、リ)、28 (チ、リ、ヌ)、29 (ハ、ニ、ホ)、31 (チ、リ)、37 (ハ、ホ、へ)、38~44、46 (ロ、ハ、ホ)、79 (ト)、80 (イ、ロ、ハ)、82 (ロ、ハ、ホ、へ、ヌ、ル、ヲ)、93 (ロ、ハ、ニ)、94~99、100 (イ)、101	1,192.90		水源かん養 土砂流出防備

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

現行計画のとおり（略）

(2) 保安施設地区に関する方針

現行計画のとおり（略）

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害を踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第6の5の(3)のとおり計画する。

また、流木対策としては、治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

現行計画のとおり（略）

(5) その他必要な事項

現行計画のとおり（略）

3 鳥獣害の防止に関する事項

現行計画のとおり（略）

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

現行計画のとおり（略）

5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

現行計画のとおり（略）

第6 計画量等

1 間伐材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	<u>3,704</u>	<u>3,486</u>	<u>218</u>	<u>1,763</u>	<u>1,545</u>	<u>218</u>	<u>1,941</u>	<u>1,941</u>	<u>0</u>
前半5カ年の計画量	<u>1,851</u>	<u>1,742</u>	<u>109</u>	<u>881</u>	<u>772</u>	<u>109</u>	<u>970</u>	<u>970</u>	<u>0</u>

2 間伐面積

単位 面積：h a

区分	間伐面積
総数	<u>24,726</u>
前半5カ年の計画量	<u>12,363</u>

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：h a

区分	人工造林	天然更新
総数	<u>3,984</u>	<u>2,469</u>
前半5カ年の計画量	<u>1,992</u>	<u>1,234</u>

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区分	開設				拡張		備考
	総数	基幹	その他	改築	改良	舗装	
総数	81,792	10,917	69,665	1,210	400	100,417	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別 類 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇 所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考
開 自 林 動 車 道 ・ 新 設 道	開設総数	60路線	81,792				
	(新設)計	56路線	80,582				
	基幹計	2路線	10,917				
	津山市・ 智頭町	(森林基幹) 因美	5,057	1,777	○	有	
	鏡野町	(森林基幹) 泉山	5,860	1,266	○	有	
	その他計	54路線	69,665				
	瀬戸内市	2路線	4,420				
	旧邑久町	山手支	1,820	65		無	
		四辻	2,600	130		無	
	計	2路線	4,420				
	備前市	7路線	14,724				
	旧備前市	笹尾山	1,206	139		無	
		八木山	3,100	214		無	
		船坂	2,360	177		無	
		中生地	2,646	197		無	
	計	4路線	9,312	727			
	旧吉永町	新竜泉	3,220	214		無	
	計	1路線	3,220	214			
	旧日生町	宮奥	800	45		無	
		大谷	1,392	35		無	
	計	2路線	2,192				
	赤磐市	6路線	9,062				
	旧山陽町	斎富塩納	800	39		無	
		計	1路線	800			
	旧熊山町	石蓮寺野間	420	126		無	
		計	1路線	420			
	旧吉井町	松ヶ峯	1,216	30		無	
		五社	2,900	68		無	
高星		826	115	○	無		
暮田		2,900	82		無		
計	4路線	7,842					
和気町	9路線	7,950					
旧佐伯町	青蓮寺	580	85		無		
	大芦	480	32		無		
	妙見	350	79		無		
	丸山奥	780	52		無		
	天神山	1,600	53		無		
	奥	180	51		無		
計	6路線	3,970					
旧和気町	宿瀬	1,100	167		無		
	神上	1,190	58		無		
	稗田谷	1,690	147		無		
	計	3路線	3,980				

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区 域 面積	前半5ヵ年 の計画箇 所	国有林との	備考	
								連絡調整の 必要の有無		
開設	自動車道	林道	津山市	8路線	4,560					
			旧津山市	大河内	280	45		無		
				黒沢山	670	32		無		
			計	2路線	950					
			旧加茂町	山の神谷	360	44		無		
				岩渕	280	64		有		
			計	2路線	640					
			旧阿波村	成林1号	720	32		無		
				馬舟	620	56		無		
			計	2路線	1,340					
			旧久米町	岩屋石堂	1,310	199		無		
				計	1路線	1,310				
			旧勝北町	山形	320	44		無		
				計	1路線	320				
			鏡野町	7路線	6,140					
			旧奥津町	井出の谷	560	51		無		
				計	1路線	560				
			旧上斎原村	湯の谷	70	80		無		
				八木山	600	46		無		
			計	2路線	670					
			旧鏡野町	大町	1,100	59		無		
				天ヶ山	1,400	95		無		
			計	2路線	2,500					
			旧富村	谷口	480	132		無		
				宿	1,930	122		無		
			計	2路線	2,410					
			美咲町	1路線	2,500					
			旧旭町	盛上	2,500	51		無		
				計	1路線	2,500				
			美作市	8路線	10,507					
			旧大原町	倉持	1,400	30		無		
				豊成	600	30		無		
			計	2路線	2,000					
			旧東栗倉村	竹の頭ダルガ 峰みはらし	1,150	40	○	無		
				計	1路線	1,150				
			旧美作町	田殿	2,000	75		無		
				計	1路線	2,000				
			旧作東町	作り木	500	44		無		
				ナイゲ	500	35		無		
			計	2路線	1,000					
旧英田町	真木山	1,500	352	○	無					
	神田真木山	2,857	116		無					
計	2路線	4,357								

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5ヵ年 の計画箇 所	国有林との	備考		
								連絡調整の 必要の有無			
開設	自動車道 ・ 新 林業専用道	林道	西粟倉村	4路線	3,650						
				四行田	900	57		無			
				火宅北	400	38		無			
				越谷東	1,100	60		無			
				竹の頭ダルガ 峰みはらし	1,250	63	○	無			
			計	4路線	3,650						
		林業専用道	津山市	1路線	3,300						
				旧阿波村	又タノ尾	3,300	155	○	無		
			西粟倉村	計	1路線	3,300					
				1路線	2,852						
				佐瀬大成	2,852	71		無			
				計	1路線	2,852					
小計 開設			備前県民局（地域事務所除く）	2路線	4,420						
			備前県民局東備地域事務所	22路線	31,736						
			美作県民局（地域事務所除く）	19路線	27,417						
			美作県民局勝英地域事務所	13路線	17,009						

単位 延長：m、面積：ha

開設 別類	種別	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考
開設	改築	林道	(改築)計	4路線	1,210				
			その他計	4路線	1,210				
			津山市	3路線	860				
			旧加茂町	舟谷	280	51	無		
				樋口	280	22	無		
			計	2路線	560				
			旧阿波村	郷路東本谷	300	208	無		
				計	1路線	300			
			鏡野町	1路線	350				
			旧鏡野町	灰谷	350	263	無		
				計	1路線	350			
小計	改築	備前県民局(地域事務所除く)	0路線	0					
		備前県民局東備地域事務所	0路線	0					
		美作県民局(地域事務所除く)	4路線	1,210					
		美作県民局勝英地域事務所	0路線	0					

計	備前県民局(地域事務所除く)	2路線	4,420				
	備前県民局東備地域事務所	22路線	31,736				
	美作県民局(地域事務所除く)	23路線	28,627				
	美作県民局勝英地域事務所	13路線	17,259				

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利 用 区 域 面 積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 張 良 道 和	自 林 道 車 道 改		(改良)計	124路線	400				
			基幹計	4路線	9				
			津山市・ 智頭町	(森林基幹) 因美	3	1,777	○	有	路肩・法面改良
			鏡野町	(森林基幹) 泉山	3	1,266	○	有	路肩・法面改良
			津山市・ 鏡野町	美作北	2	2,548	○	無	局部改良
			津山市・ 鏡野町	美作中央	1	1,585	○	無	局部改良
			その他計	120路線	391				
			瀬戸内市	7路線	17				
			旧邑久町 計	八反	2	40		無	幅員改良
				1路線	2				
			旧長船町 計	大谷	4	125		無	側溝改良
				亀ヶ原	1	65	○	無	幅員・舗装
				本村	2	90	○	無	側溝・舗装
				西谷牛文	5	75	○	無	法面・局部
				油杉	2	127		無	局部改良
			計	四辻	1	48	○	無	舗装改良
				6路線	15				
			備前市	11路線	12				
			旧備前市 計	新田	1	286		無	幅員改良
				伊佐	2	180	○	無	法面改良
				宝万坂	1	35		無	法面改良
				本谷	1	200		無	安全施設
			計	4路線	5				
				寺山	1	186	○	無	法面改良
				東奥	1	41		無	法面改良
				中日生	1	125		無	法面改良
			旧日生町 計	鹿久居	1	31		無	法面改良
				4路線	4				
				八塔寺	1	66	○	無	幅員・法面
				加賀美	1	333	○	無	幅員・法面
			旧吉永町 計	滝谷	1	130		無	幅員改良
				3路線	3				
				3路線	4				
			赤磐市	3路線	4				
			旧山陽町 計	光明谷	2	96		無	幅員改良
				1路線	2				
			旧吉井町 計	血洗	1	50		無	幅員改良
				小深山	1	167		無	幅員改良
			計	2路線	2				
				8路線	8				
			旧佐伯町 計	青蓮寺	1	85		無	法面改良
				大芦	1	32		無	幅員改良
旧和気町 計	2路線	2							
	田原上	1	98		無	幅員改良			
	龍徳	1	69		無	幅員改良			
	長谷	1	61		無	幅員改良			
	今坂谷	1	54		無	幅員改良			
	木倉	1	38		無	法面改良			
	十谷	1	99		無	橋梁塗装			
計	6路線	6							

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利 用 区 域 面 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 箇 所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考	
拡 自 林 動 車 道 改 良 道			津山市	27路線	48					
			旧津山市	大河内	5	441			無	路肩改良
				下り茅	2	230			無	路肩改良
				計	2路線	7				
			旧加茂町	公郷大谷	1	119			無	法面改良
				馬ヶ原	1	63			無	局部改良
				志田	1	59	○		無	安全施設
				毎見	1	138	○		無	路肩改良
				火方	1	366	○		無	局部改良
				火方1号	1	4	○		無	局部改良
				粟倉木屋原	1	497	○		無	局部改良
				百々	2	135	○		無	局部改良
				檜尾	2	172	○		無	局部改良
				柳ヶ谷1号	1	119	○		無	局部改良
				計	10路線	12				
				旧阿波村	大畝	5	85			無
			馬舟		2	56			無	法面改良
			勝		2	65			無	局部改良
			百々谷		2	138			無	局部改良
			竹ノ下		1	274			無	側溝改良
			落合		1	733			無	局部改良
			勝2号		3	31	○		無	法面改良
			郷路東本谷		2	208			無	法面改良
			西山		1	65	○		無	局部改良
			落合		1	663	○		無	局部改良
			竹ノ下		1	274	○		無	局部改良
			美作北		2	780	○		無	局部改良
			計	12路線	23					
			旧久米町	幻住寺	2	80	○		無	局部・法面改良
			計	1路線	2					
			旧勝北町	金山谷	3	183	○		無	法面改良
				西上	1	217	○		無	法面改良
			計	2路線	4					
			鏡野町	13路線	39					
			旧鏡野町	中林	1	293	○		無	法面改良
				寺ヶ谷	3	104	○		無	幅員改良
				ヒビラ	1	138	○		無	路肩改良
			計	3路線	5					
			旧上斎原村	木戸	2	201	○		無	局部改良
				人形仙	1	139			無	法面改良
				沢丹土	1	110	○		無	幅員改良
				美作北2号	10	984	○		無	安全施設
			計	4路線	14					
			旧富村	山口	1	46	○		無	幅員改良
				大虬	6	170	○		無	法面改良
桧山	1	981				無	幅員改良			
計	3路線	8								
旧奥津町	福見山	1	47			無	法面改良			
	笹岨	1	30			無	法面改良			
	美作北2号	10	1,064	○		無	安全施設			
	計	3路線	12							
美咲町	9路線	25								
旧中央町	長万寺	1	39			無	幅員改良			
	計	1路線	1							

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利 用 区 域 面 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 箇 所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考				
拡 自 林 道 車 道 改 良 道			旧旭町	小 谷	10	564	○	無	法面・幅員・局部改良				
				常友	2	31		無	法面改良				
				虬谷	2	46	○	無	法面改良				
				真知谷	2	56		無	法面改良				
				常友吉貞	1	49	○	無	法面改良				
				大野畑	1	57	○	無	法面改良				
			計	6路線	18								
			旧柵原町	月の輪	5	64	○	無	法面改良				
				小原	1	26		無	路肩改良				
			計	2路線	6								
			美 作 市				27路線	158					
							旧勝田町	瀬戸ノ谷	10	59		無	法面改良
								長 谷	10	92		無	法面改良
								大井谷	10	113		無	法面改良
								津谷	10	146		無	法面改良
								小脇屋	10	109		無	法面改良
							計	5路線	50				
							旧大原町	根角	2	96		無	法面改良
								東 町	4	96		無	法面改良
								三 谷	1	152		無	法面改良
								倉 谷	2	36		無	法面改良
								白 谷	1	32		無	法面改良
								大谷	1	31		無	法面改良
								黒谷	2	311	○	無	法面改良
								各辺ヶ谷	1	72		無	法面改良
							計	8路線	14				
							旧東栗倉村	竹の頭	3	266		無	法面改良
高山	1	53						○	無	法面改良			
川向1号	2	83							無	法面改良			
川向2号	2	147						○	無	法面改良			
和 野	2	33							無	法面改良			
増 谷	2	32							無	法面改良			
青野野原	9	259							無	法面改良			
赤山	10	30							無	路肩改良			
山根	2	70						○	無	法面改良			
計	9路線	33											
旧美作町	雀谷	20					10		無	法面改良			
	キタバラ	19	23		無	路肩改良							
	間所	1	80		無	路肩改良							
	太郎谷	1	20		無	路肩補修							
計	4路線	41											
旧英田町	真木山	20	343		無	法面改良							
	計	1路線	20										
奈 義 町	倉谷	10	140		無	法面改良							
	菩提寺	5	573		無	法面改良							
	馬桑右手	5	66	○	無	法面改良							
	屋敷の谷	3	147		無	法面改良							
	計	4路線	23										

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利 用 区 域 面 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 箇 所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 張	自 動 車 道 ・ 改 良 道	林	西栗倉村	ダルガ峰	20	790	○	無	幅員・法面・路肩改良
				大海里	15	292	○	無	法面改良
				滝谷	5	68	○	無	法面・路肩改良
				大棟木	5	41		無	法面改良
				黒山	1	45		無	法面改良
				塩谷北	4	279	○	無	法面・路肩改良
				木地山	2	605	○	無	法面改良
				瀬戸	1	23		無	法面改良
				大津尾	2	96	○	無	路肩・舗装改良
				杉原	1	46	○	無	法面改良
			佐淵大成	1	71	○	無	路肩改良	
計	11路線	57							
計			備前県民局（地域事務所除く）	7路線	17				
			備前県民局東備地域事務所	22路線	24				
			美作県民局（地域事務所除く）	53路線	121				
			美作県民局勝英地域事務所	42路線	238				

単位 延長：m、面積：ha

開設 別類	種別	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考
								連絡調整の 必要の有無	
拡 自 林 動 車 道 ・ 舗 張 装 道			(舗装)計	77路線	100,417				
			基幹計	2路線	15,390				
			津山市・ 智頭町	(森林基幹) 因美	14,890	1,777	○	有	
			鏡野町	(森林基幹) 泉山	500	1,266	○	有	
			その他計	75路線	85,027				
			瀬戸内市	3路線	3,580				
			旧邑久町 計	山手支	480	13		無	
				1路線	480				
			旧長船町 計	大谷	2,600	125		無	
				油杉	500	90		無	
				2路線	3,100				
			備前市	11路線	19,494				
			旧備前市 計	船坂	2,560	177		無	
				蜂ヶ谷	1,000	72		無	
				2路線	3,560				
			旧日生町 計	中日生	3,500	125		無	
				東奥	1,427	41		無	
				三ツ池	2,400	11		無	
				3路線	7,327				
			旧吉永町 計	加賀美	800	333		無	
				神子ヶ成	2,300	185		無	
				八塔寺	620	66		無	
				本村早子	687	69		無	
				石小屋	1,600	52		無	
				福満	2,600	206		無	
				6路線	8,607				
			赤磐市	5路線	4,897				
			旧山陽町 計	光明谷	151	25		無	
				1路線	151				
			旧赤坂町 計	出屋	400	53		無	
				1路線	400				
			旧吉井町 計	血洗	400	50		無	
深山	2,746	134			無				
松ヶ峰	1,200	32			無				
	3路線	4,346							
和気町	5路線	5,900							
旧佐伯町 計	青蓮寺	2,500	85		無				
	大芦	600	32		無				
	2路線	3,100							

単位 延長：m、面積：ha

開設 別類	種別	区分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考
								連絡調整の 必要の有無	
拡 自 林	動 車 道	舗 装 道	和気町						
			旧和気町	龍徳1号	800	69		無	
				長溝	1,000	196		無	
				長谷	1,000	60		無	
				計	3路線	2,800			
			津山市	10路線	13,686				
			旧加茂町	舟谷	870	51		無	
				馬ヶ原	1,440	63		無	
				坪谷	1,090	161		無	
				計	3路線	3,400			
			旧阿波村	竹ノ下	1,730	270	○	無	
				郷路東本谷	420	208		無	
				成林1号	1,160	32		無	
				計	3路線	3,310			
			旧久米町	稼谷	1,700	108		無	
				持山	1,500	90		無	
				計	2路線	3,200			
			旧勝北町	金山谷	2,690	183		無	
				山形	1,086	44	○	無	
				計	2路線	3,776			
			鏡野町	5路線	5,305				
			旧鏡野町	寺ヶ谷	1,065	104	○	無	
				中林	800	293		無	
				桧山	1,000	981		無	
				ヒビラ	1,060	138	○	無	
				裏土地	1,380	72	○	無	
				計	5路線	5,305			
			美咲町	5路線	2,800				
			旧中央町	鰻田	450	63		無	
				計	1路線	450			
			旧柵原町	小原	1,500	84		無	
				計	1路線	1,500			
旧旭町	黒木	150	111		無				
	石井谷	500	34		無				
	小谷	200	564	○	無				
	計	3路線	850						
美作市	21路線	18,995							
旧大原町	高岡大鳴	250	31		無				
	根角	2,000	96		無				
	東町	600	96		無				
	名辺ヶ谷	1,440	72		無				
	濡谷	1,200	36		無				
	炭釜	600	40		無				
	大黒谷	600	32		無				
	石路	700	38		無				
	計	8路線	7,390						

単位 延長：m、面積：ha

開設 別類	種 別	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考
								連絡調整の 必要の有無	
拡 自 動 車 道 ・ 舗 張 装 道	林		旧東栗倉村	和野	1,500	33		無	
				増谷	1,000	32		無	
				青野野原	415	259		無	
				大谷	700	71		無	
				竹の頭	700	266		無	
			計	5路線	4,315				
			旧作東町	作り木	750	44		無	
				ナイゲ	800	35		無	
				計	2路線	1,550			
			旧英田町	真木山	1,500	343		無	
				大仙山	200	55		無	
				大谷	2,000	155		無	
				神田真木山	1,020	134		無	
				厨師真木山	720	100		無	
			計	5路線	5,440				
			旧勝田町	小脇屋	300	109		無	
				計	1路線	300			
			西栗倉村	金谷	1,260	68		無	
				大棟木	1,080	41		無	
				大成	1,010	81		無	
				瀬戸	1,396	23		無	
				黒山	1,010	44		無	
				南	940	39		無	
				火宅	645	49		無	
				王子	899	39		無	
				塩谷北	2,030	279	○	無	
				湯船	100	49	○	無	
計	10路線	10,370							
計	備前県民局（地域事務所除く）	3路線	3,580						
	備前県民局東備地域事務所	21路線	30,291						
	美作県民局（地域事務所除く）	22路線	37,181						
	美作県民局勝英地域事務所	31路線	29,365						

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

現行計画のとおり (略)

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指 解 除 別 種 類	森 林 の 所 在	保 安 林 積		指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考	
		市 町 村	区 域			前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積
指 定 水 源 涵 養 の た め の 保 安 林	総 数			2,008	1,004	水 源 涵 養 の た め
	津 山 市			485	243	
	旧津山市			171	86	
	旧加茂町			188	94	
	旧阿波村			5	3	
	旧勝北町			59	30	
	旧久米町			62	31	
	備 前 市			207	104	
	旧備前市			152	76	
	旧吉永町			55	28	
	瀬 戸 内 市			25	13	
	旧牛窓町			4	2	
	旧邑久町			11	6	
	旧長船町			10	5	
	赤 磐 市			63	32	
	旧山陽町			31	16	
	旧赤坂町			7	4	
	旧熊山町			7	4	
	旧吉井町			18	9	
	美 作 市			318	159	
	旧勝田町			29	15	
	旧大原町			29	15	
	旧東粟倉村			44	22	
	旧美作町			61	31	
	旧作東町			95	48	
	旧英田町			60	30	
	和 気 町			41	21	
旧和気町			21	11		
旧佐伯町			20	10		

指 解 除 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面 積	林 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
指 定	水 源 かん の た め の 保 安 林	鏡 野 町		610	305	水 源 かん の た め	
		旧富村		93	47		
		旧奥津町		215	108		
		旧上齋原村		161	81		
		旧鏡野町		141	71		
		勝 央 町		12	6		
		奈 義 町		70	35		
		西 栗 倉 村		132	66		
		美 咲 町		45	23		
		旧旭町		34	17		
		旧柵原町		11	6		
		再 掲	備前県民局（地域事務所除く）				
備前県民局（東備地域）				311	156		
美作県民局（地域事務所除く）				1,140	570		
美作県民局（勝英地域）				532	266		
指 定	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	総 数		654	327	災 害 防 備 の た め	
		津 山 市		57	29		
		旧津山市		12	6		
		旧加茂町		21	11		
		旧阿波村		4	2		
		旧勝北町		13	7		
		旧久米町		7	4		
		備 前 市		208	104		
		旧備前市		105	53		
		旧日生町		18	9		
		旧吉永町		85	43		
		瀬 戸 内 市		63	32		
		旧牛窓町		22	11		
		旧邑久町		11	6		
		旧長船町		30	15		
		赤 磐 市		90	45		
		旧山陽町		10	5		
		旧赤坂町		23	12		
		旧熊山町		23	12		
		旧吉井町		34	17		
		美 作 市		59	30		
		旧勝田町		3	2		
		旧大原町		4	2		
		旧東栗倉村		3	2		
		旧美作町		31	16		
		旧作東町		5	3		
		旧英田町		13	7		

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面 積	前 半 5 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
指 定	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	和 気 町		123	62	災 害 防 備 の た め	
		旧和気町		61	31		
		旧佐伯町		62	31		
		鏡 野 町		18	9		
		旧富村		6	3		
		旧奥津町		6	3		
		旧鏡野町		6	3		
		勝 央 町		3	2		
		奈 義 町		7	4		
		西 栗 倉 村		8	4		
		美 咲 町		18	9		
		旧中央町		6	3		
		旧旭町		6	3		
		旧柵原町		6	3		
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）			63	32		
	備前県民局（東備地域）			421	211		
	美作県民局（地域事務所除く）			93	47		
	美作県民局（勝英地域）			77	39		
指 定	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	総 数		493	247	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の	
		津 山 市		23	12		
		旧加茂町		12	6		
		旧阿波村		11	6		
		備 前 市		48	24		
		旧備前市		48	24		
		瀬 戸 内 市		27	14		
		旧牛窓町		2	1		
		旧長船町		25	13		
		赤 磐 市		14	7		
		旧山陽町		7	4		
		旧赤坂町		7	4		
		美 作 市		171	86		
		旧勝田町		7	4		
		旧東栗倉村		151	76		
		旧英田町		13	7		
		和 気 町		72	36		
		旧和気町		72	36		
		鏡 野 町		108	54		
		旧富村		67	34		
		旧奥津町		14	7		
		旧上齋原村		16	8		
		旧鏡野町		11	6		
西 栗 倉 村		30	15				
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）			27	14		
	備前県民局（東備地域）			134	67		
	美作県民局（地域事務所除く）			131	66		
	美作県民局（勝英地域）			201	101		

指 解 除	定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面	安 林 積	前 計	半 5 カ 年 の 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
			市 町 村	区 域						
解 除	水 源 の 保 安	かん 涵 養 の た め の 林	総 数			2		1	指 定 理 由 の 消 滅	
			津 山 市			0		0		
			旧津山市			0		0		
			旧加茂町			0		0		
			旧阿波村			0		0		
			旧勝北町			0		0		
			旧久米町			0		0		
			備 前 市			0		0		
			旧備前市			0		0		
			旧日生町			0		0		
			旧吉永町			0		0		
			瀬 戸 内 市			2		1		
			旧牛窓町			0		0		
			旧邑久町			2		1		
			旧長船町			0		0		
			赤 磐 市			0		0		
			旧山陽町			0		0		
			旧赤坂町			0		0		
			旧熊山町			0		0		
			旧吉井町			0		0		
			美 作 市			0		0		
			旧勝田町			0		0		
			旧大原町			0		0		
			旧東粟倉村			0		0		
			旧美作町			0		0		
			旧作東町			0		0		
			旧英田町			0		0		
			和 気 町			0		0		
			旧和気町			0		0		
			旧佐伯町			0		0		
			鏡 野 町			0		0		
旧富村			0		0					
旧奥津町			0		0					
旧上齋原村			0		0					
旧鏡野町			0		0					
勝 央 町			0		0					
奈 義 町			0		0					
西 粟 倉 村			0		0					
美 咲 町			0		0					
旧中央町			0		0					
旧旭町			0		0					
旧柵原町			0		0					
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）				2		1			
	備前県民局（東備地域）				0		0			
	美作県民局（地域事務所除く）				—		—			
	美作県民局（勝英地域）				0		0			

解 除	総 数 災 害 防 備 の た め の 保 安 林	津 山 市	16	8	指 定 理 由 の 消 滅
		旧津山市	0	0	
		旧加茂町	0	0	
		旧阿波村	0	0	
		旧勝北町	0	0	
		旧久米町	0	0	
		備 前 市	0	0	
		旧備前市	0	0	
		旧日生町	0	0	
		旧吉永町	0	0	
		瀬 戸 内 市	4	2	
		旧牛窓町	3	2	
		旧邑久町	1	1	
		旧長船町	0	0	
		赤 磐 市	2	1	
		旧山陽町	1	1	
		旧赤坂町	0	0	
		旧熊山町	1	1	
		旧吉井町	0	0	
		美 作 市	6	3	
		旧勝田町	4	2	
		旧大原町	0	0	
		旧東粟倉村	0	0	
		旧美作町	1	1	
		旧作東町	0	0	
		旧英田町	1	1	
		和 気 町	2	1	
		旧佐伯町	1	1	
		旧和気町	1	1	
		鏡 野 町	0	0	
		旧富村	0	0	
旧奥津町	0	0			
旧上齋原村	0	0			
旧鏡野町	0	0			
勝 央 町	1	1			
奈 義 町	1	1			
西 粟 倉 村	0	0			
美 咲 町	0	0			
旧中央町	0	0			
旧旭町	0	0			
旧柵原町	0	0			
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）	4	2		
	備前県民局（東備地域）	4	2		
	美作県民局（地域事務所除く）	0	0		
	美作県民局（勝英地域）	8	4		

指 解 除 別 種 類	森 林 の 所 在		保 安 林 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
	市 町 村	区 域				
解 除	総 数		1	1	指 定 理 由 の 消 滅	
	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	瀬 戸 内 市	1	1		
		旧 牛 窓 町	1	1		
		赤 磐 市	0	0		
		旧 山 陽 町	0	0		
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）		1	1		
	備前県民局（東備地域）		0	0		
	美作県民局（地域事務所除く）		-	-		
	美作県民局（勝英地域）		-	-		

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐 採 方 法 の 変 更 面 積	皆 伐 面 積 の 変 更 面 積	択 伐 率 の 変 更 面 積	間 伐 率 の 変 更 面 積	植 栽 の 変 更 面 積
かん 水源涵養のための保安林	27	13	26,398	26,398	26,398
災害防備のための保安林	10	5	10,027	10,027	10,027
保健、風致の保存のための 保安林	0	0	384	384	0
計	37	18	36,809	36,809	36,425

- (2) 保安林施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
計画事項なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位:地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画箇所		
瀬戸内市					
旧邑久町	9	1		溪間工	
	11,12	1	1	森林整備	
	28	1	1	山腹工	
	29	1		森林整備	
	50	1	1	溪間工	
	52,53	1	1	森林整備	
	19	1	1	溪間工	
旧長船町	4,6	1		溪間工	
	10	1		山腹工	
	19	1	1	溪間工	
備前市					
旧備前市	34	1		溪間工	
	35	1		山腹工	
	54	1		山腹工	
	63	1		溪間工	
	65	1	1	溪間工	
	68	1		溪間工	
	77	1		山腹工	
	79	1	1	溪間工	
	103	1		山腹工	
	109	1		溪間工	
	120	1	1	溪間工	
	123	1		溪間工	
	139	1	1	溪間工	
	140	1		溪間工	
	141	1	1	溪間工	
	149	1		溪間工	
	161	1	1	溪間工	
162	1		溪間工		
163	1		溪間工		
174	1	1	溪間工		
旧吉永町	8	1		溪間工	
	67	1		溪間工	
	95	1	1	森林整備	
	96	1		溪間工	
旧日生町	2	1		山腹工	
	12	1		山腹工	
	17	1	1	溪間工	
	27	1	1	森林整備	
	41	1		山腹工	
	75,76	1		溪間工	
赤磐市					
旧山陽町	10	1		溪間工	
	22	1		山腹工	
旧赤坂町	5	1	1	森林整備	
旧熊山町	8	1		溪間工	
	9	1		山腹工	
	13	1	1	溪間工	
	44	1	1	溪間工・山腹工	
	44	1	1	溪間工	
旧吉井町	41	1		山腹工	
	43	1		山腹工	
	44	1	1	溪間工	

単位:地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		前年5ヵ年の計画箇所	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域					
和気町						
旧佐伯町	13	1			山腹工	
	58	1			溪間工	
旧和気町	9	1	1		溪間工	
	19	1			山腹工	
	72	1	1		溪間工	
	97	1			溪間工	
津山市						
旧津山市	6	1	1		森林整備	
	12	1			森林整備	
	24	1	1		山腹工	
	35	1	1		山腹工	
	68	1	1		溪間工	
	67,70	2	1		森林整備	
	77	1	1		溪間工	
	100	1	1		森林整備	
	101	1			溪間工	
	108	1	1		山腹工	
	116	1			森林整備	
	121	1	1		溪間工	
	144	2	1		森林整備	
	145	1	1		溪間工	
	165	1			溪間工	
	169	1			溪間工	
	177	1			溪間工	
	180	1	1		森林整備	
	181	1	1		森林整備	
182,183	1	1		森林整備		
旧加茂町	2	1	1		溪間工	
	4	1	1		溪間工・山腹工	
	52	1	1		溪間工	
	97	1	1		溪間工	
	151	1			山腹工	
	165	1	1		森林整備	
	174	1	1		森林整備	
旧阿波村	198	1	1		山腹工	
	11	1	1		森林整備	
	13,14,16	1	1		森林整備	
	15	1	1		溪間工	
	18,20	3	3		森林整備	
旧久米町	56	1	1		森林整備	
	41	1			溪間工	
旧勝北町	11,12	3	3		溪間工	
	30	1			溪間工	

単位:地区

森 林 の 所 在		治山事業施行		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域	地区数	前半5ヵ年の計画箇所		
鏡野町					
旧奥津町	8	1		森林整備	
	13	1		森林整備	
	33	1		森林整備	
	203	1		森林整備	
旧鏡野町	5	1	1	溪間工	
	29,31	1	1	溪間工	
	30	1		溪間工	
	33	1		溪間工	
	46	1	1	森林整備	
	52	1		溪間工	
	60	2		溪間工	
	89	1		溪間工	
	115	1		溪間工	
	135	1		山腹工	
	159	1		溪間工	
	162	1		溪間工	
	163	1		溪間工	
	旧富村	63	1		溪間工
65		1		溪間工	
72		1		森林整備	
73		1	1	森林整備	
78		1		森林整備	
美咲町					
旧旭町	1	1	1	溪間工	
	97	1	1	溪間工	
旧柵原町	24	1		森林整備	
	33	1	1	溪間工	
美作市					
旧勝田町	13,14	2		溪間工	
	17	1		溪間工	
	24	1	1	溪間工	
	40,41	2		溪間工	
	66	1	1	溪間工	
	75	1		溪間工	
	104	1	1	溪間工	
旧大原町	30	1	1	山腹工	
	31	2	1	溪間工	
	42	1	1	森林整備	
	45	1	1	山腹工	
	46	1	1	溪間工	
	80	1		山腹工	
旧東栗倉村	8	1	1	溪間工	
	9,10	1	1	溪間工	
	31	1	1	森林整備	
	36	1	1	溪間工	
旧美作町	20	1		溪間工	
	30	1	1	溪間工	
	52	1	1	溪間工	

単位:地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画箇所		
美作市					
旧作東町	33	2	1	溪間工	
	38	1	1	山腹工	
	40	1	1	溪間工	
	83	1	1	山腹工	
	86	1	1	山腹工	
	96	1	1	溪間工	
旧英田町	5	2	1	溪間工・山腹工	
	8	1	1	山腹工	
	53	1	1	溪間工	
	55	1	1	溪間工	
	78	1	1	溪間工	
	91	1	1	森林整備	
勝央町	11	1		森林整備	
	12	1		溪間工	
	16	1		森林整備	
	27	1		森林整備	
	28	1		森林整備	
奈義町	43	1		溪間工	
	44	1		森林整備	
西粟倉村	2	1	1	溪間工	
	12,14,15	1		溪間工・山腹工	
	17	1		溪間工	
	31	1		溪間工	
	35	1		溪間工・山腹工	
	42	1		溪間工	
	61	1		溪間工	
	69,70	1	1	溪間工	
	70	1	1	森林整備	
	89	1	1	森林整備	
102	1	1	森林整備		
合計		179			
再	備前県民局(地域事務所除く)	9			
	備前県民局(東備地域事務所)	46			
	美作県民局(地域事務所除く)	69			
掲	美作県民局(勝英地域事務所)	55			

